

山梨県こども計画（仮称）の施策展開について

計画の概要

- R5.4.1 施行の「こども基本法」に基づく都道府県のこども施策についての計画
- 「やまなし子ども・子育て支援プラン」、「やまなし子どもの貧困対策推進計画」、「やまなし子供・若者育成指針」の3つを一本化
- 計画期間は令和7年度から令和11年度まで（5年間）
- 子ども・子育て会議の委員意見を踏まえ、次のとおり基本理念及び施策の展開（案）を作成

基本理念（案）

全てのこども・若者が夢や希望を実現するために、権利の主体として尊重されるとともに、安心と挑戦が保障され、自立できる社会の実現
～こどもの生涯にわたるウェルビーイング向上の実現を目指して～

施策の展開（案）

基本方針	基本施策	基本目標
1. こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える	○切れ目のない保健・医療の提供 ○出産に関する支援 ○産前産後の支援 ○乳幼児健診等の推進 ○こども家庭センターの展開支援 ○児童虐待防止対策等の強化 ○こどもが権利の主体であることの普及啓発 ○多様なこどもの意見表明機会の充実	○子育てについて社会全体から支えられていると思う子育て当事者の割合 ○自分には困った時に、安心して頼れる人がいると考えるこども・若者の割合 ○こども政策に関して自分の意見を聴いてもらえていると思うこども・若者の割合
2. はじめの100か月を支える環境の充実（※）	○アタッチメントの形成促進 ○遊びや体験機会の充実 ○保護者・養育者の成長支援 ○幼児教育・保育の質の向上 ○地域子ども・子育て支援事業の推進	○今の自分が好きだと思うこども・若者の割合 ○子育てを楽しんでいると思う子育て当事者の割合
3. 将来に対する希望の形成と実現の支援	○自己肯定感の向上に向けた取組 ○こどもの居場所づくり ○全てのこどもの自立支援 ○若い世代の所得向上に向けた取組 ○子育て負担の軽減 ○仕事と生活の両立支援	○自分の将来に明るい希望があると思うこども・若者の割合 ○自分には居場所があると考えるこども・若者の割合
4. 困難な状況にあるこども・若者への支援	○ひきこもりへの対策・支援 ○いじめ、不登校への対策・支援 ○非行・犯罪防止と立ち直り支援 ○高校中途退学防止と中途退学者等への支援 ○障害児・医療的ケア児等への支援 ○多様な育ちに応じた支援 ○社会的養護を必要とするこどもへの支援 ○ヤングケアラーへの支援 ○ひとり親家庭への支援	○社会生活や日常生活を円滑に送ることができていると思うこども・若者の割合
5. 貧困の解消と連鎖の防止	○教育の支援 ○生活の安定に資するための支援 ○保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援 ○経済的支援	○夢ややりたいことが実現可能な環境になっていると思うこども・若者の割合
6. 良好な成育環境の確保	○こども・子育てにやさしい社会の実現 ○教育環境の充実 ○良質な生活環境の整備 ○社会環境の健全化推進 ○インターネットの適正利用の推進	○生活環境に満足していると思うこども・若者の割合 ○住んでいる地域を子育てしやすい地域だと思う子育て当事者の割合

※はじめの100か月…「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（R5.12.22閣議決定）におけるキーワード。妊娠期から幼保小接続の重要な時期までの概ね94～106か月（小学校1年生の終わりまで）

今後の予定

- 令和6年 9月 子ども・子育て会議委員に基本理念・基本目標について確認
- 令和6年10月 基本目標について、こども・若者に関する現状値をWEBアンケートで把握（R6.4.1時点で12歳～30歳の者を調査対象とする予定）
- 令和6年12月 子ども・子育て会議で計画素案を審議
- 令和7年 2月 パブリックコメント
- 令和7年 3月 計画策定